

自 令和8年4月 1日
至 令和9年3月31日

令和8年度事業計画書

本協会は、貸金業者の業務の適正な運営を確保し、もって貸金業の健全な発展と資金需要者等の利益の保護を図るとともに、国民経済の適切な運営に資することを目的として各種活動に取り組んでいる。

改正貸金業法公布から19年が経過し、この間、貸金業者による法令遵守への真摯な取り組み等により、近年、行政処分件数及び行政に寄せられる苦情・相談件数は極めて低水準で推移しており、業界の健全化に向けたこれまでの取り組みの成果が定着してきている。

一方、業界としては、貸付残高は堅調に推移しているものの、業績不振や後継者不在等を背景とした廃業により協会員の減少が続いているほか、利息返還請求についても、減少傾向にはあるものの未だ収束には至っていないなど、業界を取り巻く環境は引き続き厳しいものがある。さらに、デジタル化・オンライン化の進展に伴う金融犯罪の増加や複数件の借入残高を有する人数の漸増など、新たに注視すべき課題も認識されている。

こうした中、令和8年度は、これまでの「貸金業の健全な発展と資金需要者等の利益の保護に従来以上に取り組みを強化する」旨の事業方針を踏襲しつつ、金融経済教育の推進等資金需要者保護の強化、協会員への提供情報・研修等サービスの強化、協会と協会員及び協会員相互のコミュニケーション強化、広報・啓発活動の強化及び協会の運営効率向上等を重点事項に掲げ、その達成に向けて、次の施策を行うこととする。

I 貸金業者の業務の適正な運営の確保

I-1 法令等の遵守態勢整備の支援

I-1-1 実務に関する支援の拡充

協会員の業務に関連する法令改正及び行政機関等からの要請等について、適時かつ適切に周知を行う。また、実務相談対応における業務の効率化及び標準化の推進のため、法律事務所との連携強化や生成AIの品質管理に留意した研究と活用を進めるなど、態勢整備を図る。さらに、事業者向け貸付を行う協会員の増加を踏まえ、当該業者への業務支援に関する施策を充実させる。

I-1-2 諸規則等に関する情報提供による支援

令和9年4月に施行される改正犯罪収益移転防止法における本人確認方法の変更を踏まえ、協会員が適正かつ厳格に業務を運用できるよう、関連情報の提供を行う。

また、法令等の改正が行われた際には、業務への影響を考慮した社内規則策定ガイドライン等を作成し、協会の適正な業務運営を支援する。

I-1-3 適正な広告出稿の支援

インターネット広告の増加に伴い、インターネット広告の適正な出稿に向けた情報提供や支援を行うとともに、モニタリングを強化し、広告の適正化を図る。また、広告品質向上のため貸金業界における広告の現状等について広告関連団体等と意見交換を実施する。

I-1-4 協会員に向けた研修・サービスの実施

協会員従業員の貸金業関連法令等の効率的な習得を支援する e ラーニングサービスについて、テキストの音声化をさらに進め、ユーザビリティ向上を図るとともに、受講に係る事務負担軽減も図る。

I-2 法令等の遵守状況の審査と適正な措置等

I-2-1 改善実態を踏まえた措置の適用

協会の定款に基づく法令等違反に対する措置については、当該違反状態の是正状況や顧客対応、再発防止策の策定状況等を踏まえて適用する。また、措置後も、是正・改善が適切に行われるよう、協会員の規模・特性に応じたフォローアップを適宜実施する。

I-2-2 発覚経緯等の内部管理態勢重視の審査

個別事案の審査については、法令等違反の内容や発生原因にとどまらず、法令遵守態勢及び未然防止に係る内部管理態勢の整備状況等を重視して行う。

I-2-3 協会内関連部門の情報共有

法令等違反事案の審査及び措置の検討段階から審査部門と監査部門の情報共有を密にし、協会員の法令等違反の発生防止に向けた効果的・効率的な協会監査の実施に役立てる。

I-2-4 協会員への情報提供

協会員の法令遵守態勢の向上に資するよう、法令等違反事案の事例、注意点及び法令等違反届出の傾向等について、広報誌等を通じ情報提供する。

I-3 監査機能の充実

I-3-1 実地監査の効果的・効率的実施

I-3-1-(1) 協会員との双方向の対話を通じ、問題点等の共有に努め、速やかな改善を求める指導的な監査を基本としつつ、重大な法令等違反に対しては協会として厳正に対処するとともに、再発防止に向けた指導を徹底する。

I-3-1-(2) 対象先は、規模や業務内容等を踏まえ選定し、実態把握を要するなどリスクベースで監査の必要性が高い協会員を優先することにより、引き続き効率性を踏ま

えた効果的な監査を実施する。また、監査目的や対象協会の規模・特性に応じ、短期間監査及びテーマ監査など適切な監査手法を選択する。

I-3-1-(3) 監査員向けチェックリスト等の指導ツールの整備を進め、監査時の対面指導の標準化・高度化を図る。

I-3-2 書類監査のモニタリング機能の向上

原則3年に1回の定期監査を継続するとともに、引き続きオンライン回答も併用し、協会の負担軽減等にも配慮する。また、新規加入協会及び特定の項目について実態把握や点検が必要な協会については個別監査を実施する。

I-3-3 登録行政庁との連携による監査機能の強化

登録行政庁との情報・意見交換等を引き続き実施し、情報や問題意識を共有する。また、行政による検査とも連携したより効果的・効率的な協会監査を実施する。

I-3-4 監査結果等の分析強化と有効活用の推進

監査指摘事項の分析結果の還元（「実地監査指摘事例集」等の公表・配付）や監査ガイドライン・貸金業務チェックリストの活用促進等、協会の自主的な改善力の向上に資する取組みを強化する。

II 貸金業の健全な発展への貢献

II-1 建議要望の実施

II-1-1 税制改正要望の実施

社会経済情勢及び貸金業界を取り巻く環境変化に即した税制改正要望を行う。

II-1-2 貸金業法関連法令の改正要望

時勢に即した資金需要者等の利益の保護や貸金業界の健全な発展に資する法令改正要望を行い、検討状況を把握のうえ改正実現に向けた継続的な働きかけを実施する。

II-2 協会加入の促進

II-2-1 戦略的な加入促進活動の強化

II-2-1-(1) 登録行政庁との連携のさらなる深化・拡大を図るとともに、引き続き「貸金業者登録申請に関する支援制度」を積極的に活用し、協会未加入貸金業者を含めた加入促進活動を展開する。特に登録貸金業者が多く、新規登録業者も多い東京都については、引き続き、加入促進計画を策定して取り組むほか、東京都以外についても連携を強化する。

II-2-1-(2) 協会の利便性向上を目的とした協会ホームページの協会専用サイトの改良や加入促進ツールの改善により、支援制度及び協会への加入メリットを訴求し、加入促進を図る。

Ⅱ-3 協会員向け情報提供の強化

Ⅱ-3-1 情報収集力の強化

協会員の現状や貸金業をめぐる諸課題及び要望を把握するため、個社訪問等を通じた丁寧な情報収集の機会拡充を図るとともに、貸金業関連団体や行政等から業界内外の関連情報の収集に一層注力する。

Ⅱ-3-2 協会と協会員及び協会員相互の交流活性化

全協会員を対象とした全国大会及び各地域における協会員の状況を考慮した多様な形態による個別会合の開催を引き続き推進し、協会と協会員及び協会員相互の親交を深めるとともに、情報共有及び課題把握の場としての効果を高める。また、テーマ別研修会の機会を活用し、協会員相互の交流機会の提供を試行する。

Ⅱ-3-3 適時適切な情報提供・支援

Ⅱ-3-3-(1) 協会員の事業推進に資する情報を適時適切に提供する。

Ⅱ-3-3-(2) 協会員からの個別相談事案に迅速かつ的確に対応する。

Ⅱ-3-3-(3) 東京都事業承継・引継ぎ支援センターと連携し、後継者不在等による事業承継問題を抱える協会員への情報提供及び支援を実施する。

Ⅱ-4 積極的な広報の実施

Ⅱ-4-1 マスコミ等を活用した的確な情報発信

当協会の業界健全化への取組み及び金融経済教育活動等について、マスコミ等に向けて積極的に情報発信することにより、当協会の認知向上及び業界の信頼性向上に努める。

Ⅱ-4-2 SNS を活用した一般消費者向け情報発信の強化

業界や協会活動の認知向上及び金融経済教育推進のため、SNS を活用し、一般消費者への情報発信を推進する。

Ⅱ-4-3 広報誌及び機関紙等を活用した情報発信

広報誌「JFSA」及び協会員向け機関紙「JFSA NEWS」を刊行し、業界内外に向け協会活動への理解促進を図る。

Ⅱ-4-4 ホームページを活用した情報発信

協会ホームページの利便性向上や機能強化を図り、情報提供の一層の充実・強化を図る。

Ⅱ-5 協会員向け研修の強化

Ⅱ-5-1 協会員に向けた適時適切な研修

Ⅱ-5-1-(1) 法令等遵守態勢の整備支援を目的とするコンプライアンス研修会、及び協会員への新たな知見の提供を目的とするテーマ別研修会をそれぞれ開催し、協会員の

リテラシー向上を図る。

Ⅱ-5-1-(2) 研修受講手段の多様化及び利便性の向上を目的に講義のオンデマンド配信を行う。

Ⅱ-6 支部活動の充実

Ⅱ-6-1 支部・本部間の連携強化と支部業務の充実化

Ⅱ-6-1-(1) 本部・支部間及び支部間連携を深化させ、現場の声を反映した業務改善を推進し、業務品質の向上と平準化を図る。

Ⅱ-6-1-(2) 協会員との個別会合について、支部が主体的に実施するなど、支部と協会員とのコミュニケーションを緊密にし、協会に対する要望等の的確な情報収集に努める。

Ⅱ-6-1-(3) 支部業務部に行政協力事務に係る相談窓口を設置し、例外的な登録申請事案処理などへの相談対応を行うとともに、そのノウハウを蓄積・共有し、支部業務の効率化・標準化に活かす。

Ⅱ-6-1-(4) 協会にとってより効率的な組織運営態勢を確保するため、行政や協会員等の意見を反映させつつ、費用対効果の観点から「特例支部」の在り方について継続的な検証を行う。

Ⅱ-6-2 行政庁及び関係機関との連携強化

支部が主体となり、登録行政庁主催の貸金業監督者会議や各地域の多重債務問題対策協議会、金融経済教育の場へ積極的に参画するなどのリレーションにより、行政や消費生活センター等との信頼関係強化を図る。

Ⅱ-7 調査の高度化と収集情報の有効活用

Ⅱ-7-1 定例調査の実施

各種調査の継続的实施により、資金需要者や貸金業者等の実態や経年変化の状況等を的確に把握するとともに、オンライン調査等を活用し、調査の効率化を図る。

Ⅱ-7-2 個別調査の実施

定例調査に加え、協会員、関係機関・団体及び資金需要者等の情報ニーズに基づく調査を実施する。調査に際しては、外部リソースの活用や産学共同で調査及び結果分析を行うことにより、調査の質的向上を図る。

Ⅱ-7-3 調査結果の分析力向上及び有効活用

外部リソースの活用や産学共同調査により情報分析力の向上を図るとともに、その成果を業界課題の的確な把握及び有効な対応策の策定、政策提言等に活用する。また、作成した各種調査レポートなどの成果を業界内外に適切に発信することにより、業界への理解促進を図る。

Ⅱ-7-4 関連団体・機関からの情報収集の強化

関連団体・機関とのコミュニケーション強化及び産学連携の推進により、調査・統計手法の高度化及び情報収集のさらなる拡充を図る。

Ⅲ 資金需要者等の利益の保護

Ⅲ-1 資金需要者等への金融経済教育活動の推進

Ⅲ-1-1 金融経済教育活動の効果的推進

Ⅲ-1-1-(1) 資金需要者等の金融リテラシー向上のため、行政（消費者行政部門及び教育委員会、財務局、警察等）及び金融経済教育推進機構（J-FLEC）との連携を強化し、金融経済教育活動を効果的に推進する。また、支部職員の講師育成など担い手の拡大を図り、効率的に推進できる態勢を整備する。

Ⅲ-1-1-(2) 金融リテラシー向上に資するための重要コンテンツとして「金融トラブル防止のためのQ&A BOOK」の内容を充実させるとともに、広く消費者に届けるべく配布ルートの拡大を図る。

Ⅲ-1-1-(3) 金融トラブル防止に係る教育・啓発機会の拡大に資するよう、各種SNSの特性を踏まえ適切に媒体を選択するなど、SNSによる効率的な面的展開を推進する。

Ⅲ-1-2 金融リテラシー向上コンソーシアムによる金融経済教育の推進

行政及び金融経済教育推進機構（J-FLEC）等との連携をさらに深めるとともに、金融被害等を防止する取組みを一層推進する。また、コンソーシアム事務局の運営態勢強化及びセミナーの周知活動のさらなる推進を通じて、お金でつまづかない教育の拡大を図る。

Ⅲ-2 相談・苦情・紛争事案への対応

Ⅲ-2-1 相談事案対応の着実な遂行

相談員向け研修や事例検討会を通じて、支部職員を含めた相談対応の技能向上を図るとともに、本部・支部の緊密な協力態勢を維持することにより、相談対応力を充実させる。また、貸付自粛業務においては、令和9年4月に施行される改正犯罪収益移転防止法における本人確認方法の変更在先立ち、eKYC（オンラインでの本人確認）を前倒しで導入し、貸付自粛申告者の利便性向上を図る。

Ⅲ-2-2 苦情・紛争事案処理手続きの着実な遂行

定期的な事案検討の実施や実務マニュアルの整備により、迅速かつ公平な対応態勢を確立するとともに、協会員への情報提供や協会員との意見交換を通じて苦情・紛争事例を共有することにより、業界のさらなる健全化を支援する。

Ⅲ-3 関係各所との連携

Ⅲ-3-1 連携・交流の着実な遂行

協会員、他の相談機関及び行政等との交流や出前講座の実施等を通じて連携の強化に取り組むことにより、相談対応の円滑化及び適切化に努め、利用者保護の一層の推進を図る。

Ⅳ 指定・認定機関の適切な業務運営

Ⅳ-1 指定試験機関の確実な業務実施

Ⅳ-1-1 厳正・確実かつ公正な試験実施

Ⅳ-1-1-(1) 貸金業務取扱主任者資格試験の受験者等に対し、協会ホームページ等を通じた適時適切な情報提供を行う。

Ⅳ-1-1-(2) 貸金業務取扱主任者に必要な法令知識、業務知識の定着に資する試験問題の作成・検証に努める。

Ⅳ-1-1-(3) 試験運営全般に関する危機管理対策の再点検を行うとともに、試験実施マニュアルにおける重点事項を確実に実施する。

Ⅳ-1-1-(4) 試験実施に係る外部委託先の業務管理及びコスト管理を徹底する。

Ⅳ-1-1-(5) 障がいのある受験者について、個別事情に応じた受験準備の支援及び受験当日の対応を丁寧に行う。

Ⅳ-2 登録講習機関の確実な業務実施と主任者活動の支援

Ⅳ-2-1 貸金業務取扱主任者に必要とされる知識の確認・習得に資する講習の実施

Ⅳ-2-1-(1) 貸金業務取扱主任者に必要とされる法令知識及び実務知識の向上を図るため、法令改正を踏まえた講習カリキュラムの見直し及び講習教材と動画の刷新を行う。

Ⅳ-2-1-(2) 会場講習またはeラーニング講習の選択制となっている法定講習において、受講者の利便性向上及び運営コスト削減のため、eラーニング講習の受講奨励を推進する。

Ⅳ-3 主任者登録事務の確実な業務実施

Ⅳ-3-1 金融庁委任事務の確実な業務実施とサービス強化

Ⅳ-3-1-(1) 貸金業務取扱主任者制度の安定的な運用のため、正確かつ着実な主任者登録事務を遂行するとともに、登録申請者の利便性向上のため、手数料納付方法（コンビニ、クレジットカード払い）の追加及び登録申請書電子化等のためのシステム改修や運用の整備を行う。

Ⅳ-3-1-(2) 新登録講習機関の受講修了者からの主任者登録申請を円滑に受付対応する。

IV-4 認定個人情報保護団体の適切運営

IV-4-1 対象事業者向け研修の実施

個人情報保護法の改正動向等の情報を、研修を通じて協会員に発信する。

IV-5 指定紛争解決機関の確実な業務実施

IV-5-1 中立公平かつ効率的な紛争解決手続きの着実な遂行

指定紛争解決機関としての信頼を堅持し、相談・紛争解決委員会委員、紛争解決委員及び組織内の連携を通じて、公正で実効性のある紛争解決を安定的に維持し、中立かつ公平な手続の遂行に努める。

V 協会の組織運営態勢の高度化

下記の7施策を展開し、本部・支部一体の業務連携態勢構築に向けた引き続きの取り組みや協会運営を支える人財育成強化などにより、協会の運営効率の向上と組織体力の底上げを図る。

V-1 コンプライアンスへの取り組みの継続

V-2 リスク管理の継続的な実行

V-3 内部監査態勢の強化

V-4 中期的視野に立った協会職員の人財育成

V-5 本部・支部の業務連携態勢の見直しによる生産性の向上

V-6 生成AIの活用等DX化による業務効率化の推進

V-7 中期的な収支見通しや課題の把握と検討

以上